

委員会提出議案第2号

さいたま市議会改革の推進に関する決議

さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない「地方政府」を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意して議会基本条例を制定するとともに、政令指定都市の中でも先進的な様々な議会改革を推進してきたところである。

地方分権・地域主権の実現が求められる今日、複雑多様化する市政上の諸課題を解決していくために、時代と環境の変化に的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立に向け、二元代表制の一翼を担うさいたま市議会は、その意志とこれまでの努力が改選後の新しい議会においても継承され、より一層の議会改革の進展が実現されるよう、以下の事項についての着実な推進を決意する。

- 1 議員報酬及び政務調査費については、さいたま市特別職報酬等審議会による答申を得た上で、改めて見直しを行う。
- 2 議員定数については、これまでの議論を踏まえ、改選後2年を目途に見直しを行う。
- 3 定例会の会期については、これまでの検討を踏まえ、更なる議会の機能強化に向け速やかに検討する。
- 4 市民と議会のより一層の信頼関係の構築に向けた、市民の議会への参画の方策について検討する。
- 5 議会の政策形成機能の強化に向け、大学などの教育機関、各種の調査研究機関等との連携について検討する。

以上、決議する。

平成23年3月4日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 武 笠 光 明